

【1981年2月9日】農業者年金基金法一部改正案について（答申）

社会保障制度審議会

農業者年金基金法の一部改正について（答申）

昭和56年2月3日厚生省発年字第4号及び56構改B第137号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正案は、昨年の国民年金、厚生年金保険の改正のあとをうけて、年金額の引き上げ、保険料の改定等を行うとともに、特定保険料の適用対象の拡大等の制度改善を図ろうとするものであり、おおむねやむを得ないものと認められる。

もともと、農業者年金制度は、専業農家の後継者の確保、経営者の若返り等農業政策上の要請に応えることを主眼とするものであるが、年金保険という形態をとる限り、長期的財政見通しに立脚することが不可欠である。今回の財政再計算の結果によれば、近い将来、年金財政上ゆゆしい事態が生ずることは必死とみられるので、この際、農業者年金制度そのもののあり方について、抜本的検討を行われたい。